

江東区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針(案) ご意見募集 締切7/25(水)

近年、保護者のニーズの変化から区立幼稚園20園の園児数は減少が続いています。区立幼稚園の適正な規模を確保し、ニーズの変化に対応するため、「区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針(案)」を策定しました。

基本方針(案)に対するご意見をお寄せください。

基本方針の概要

「区立幼稚園の現状」

○区立幼稚園の園児数
平成30年5月1日現在1,486人で、10年前の同月と比較し587人の減となり、ピーク時の昭和55年度(4,586人・30園)以降最も少ない人数です。

○園児数減少の要因
保育所入所希望者の増加に伴い、教育・保育施設に対する保護者のニーズは、こどもを低年齢から長時間預けることへと変化し、区立幼稚園の運営形態が保護者の需要に合わなくなってきたことが主な要因です。

「将来推計」

今後の就園児数は、平成36年度に1,115人、平成41年度には828人になる予測です。

「区立幼稚園の役割」

区の施策等に則った教育を自園の特色を交えながら確実に実施し、小学校教育への円滑な接続を果たす重要な役割を担って

います。また、幼児教育センターとして地域の子育て支援にも取り組んでいます。

「就学前教育の充実」
保護者ニーズや社会環境の変化に対応するため、区立幼稚園においても数年前を見据えて就学前の教育をさらに充実していく必要があります。

○3歳児保育および預かり保育の実施
本区では、区立が2年保育、私立が3年保育を行っています。しかし、早期からの預かりを求める保護者のニーズの増加等から区立幼稚園でも3年保育を望む声を多くいただきます。また、本区待機児童のうち、3歳児が大半を占めています。

区立幼稚園の3歳児保育および預かり保育の実施は、保護者のニーズに対応し、待機児童解消にも一定の効果が見込まれるため、私立とも連携しながら区立幼稚園の一部で実施します。

○認定こども園への転換
認定こども園は、教育・保育を一体で行う施設で幼稚園と保育園の良さを併せ持つ施設です。区立幼稚園が培ってきた質の高い教育を継続して行うことができ、待機児童解消にも効果が期待されることから、一部の区立幼稚園の認定こども園への転換を検討します。

「区立幼稚園の適正配置」

将来推計によれば、区立幼稚園

園の園児数は減少し、保育所需要は増加していくことが見込まれています。各園の活力を維持しながら適正規模による集団教育や効果的かつ効率的な園運営を行うため、区立幼稚園の適正配置を行うことは必要です。

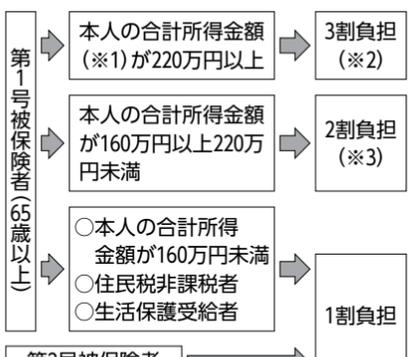
将来推計、地域ごとの幼稚園配置状況等を考慮しながら適正配置を実施します。

「基本方針(案)の閲覧場所」
このよう情報ステーション(区役所2階)、学務課幼稚園係

介護保険サービス利用者負担所得が一定以上ある65歳以上の方は3割に

介護保険サービスの利用者負担割合はこれまで1割または2割でしたが、8月からは、所得が一定以上ある65歳以上の方の利用者負担が3割に変更となります。対象は本人の合計所得金額が220万円以上で、年金収入+その他の合計所得金額が単身世帯で340万円以上、2人以上世帯で463万円以上ある方です。

※高額介護サービス費の支給による負担上限があるため、3割対象者すべてが3倍の負担になるわけではありません。



※1 「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費を控除した金額のことで扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

※2 同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他の合計所得金額の合計額が単身で340万円、2人以上の世帯で463万円に満たない場合、2割負担になります。(「その他の合計所得金額」とは合計所得金額から公的年金所得を除いた額です。)

※3 同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他の合計所得金額の合計額が単身で280万円、2人以上の世帯で346万円に満たない場合、1割負担になります。

(区役所6階2番) ※区ホームページでもご覧いただけます。
※意見に対する個別回答は行いませんのでご了承ください。

「意見募集期限」
7月25日(水) 必着

「意見の提出方法と提出先」
①住所②氏名③ご意見を記入し、〒135-883区役所学務課幼稚園係へ郵送、ファクス、または持参 ※区ホームページからも提出できます。
☎(3647)9703 FAX(3647)9053

要支援・要介護認定等を受けている方に負担割合証を発送

要支援・要介護認定を受けている方、介護予防・生活支援サービス事業対象者に、8月1日(水)からの負担割合を示した「負担割合証」を7月11日(水)にお送りします。

☎(3647)9493 FAX(3647)9466

介護保険課資格係

☎(3647)9498 FAX(3647)9466

後期高齢者医療制度 8月から自己負担割合(1割・3割)を判定

平成30年度の住民税課税標準額に基づき、8月1日(水)からの医療費の自己負担割合(1割または3割)を判定します。

今年度は保険証の1斉更新になるため、自己負担割合の変更のない方も含め、すべての被保険者に7月中旬に新しい保険証を簡易書留でお送りします。

自己負担割合は、所得の更正や、同一世帯の被保険者数の増減等により、有効期間内であっても変更となる場合があります。

○同一世帯に被保険者が1人で、住民税課税標準額が145万円以上の被保険者がいる世帯では、その世帯の被保険者の自己負担割合は全員3割となります。ただし、次のいずれかに該当する方が申請により認定された場合は、1割に変更となります。

○同一世帯に被保険者が1人のみで、その方の前年の収入額が383万円未満

○同一世帯に被保険者が1人で、住民税課税標準額が145万円以上の被保険者がいる世帯では、その世帯の被保険者の自己負担割合は全員3割となります。ただし、次のいずれかに該当する方が申請により認定された場合は、1割に変更となります。

○同一世帯に被保険者が2人以上いる場合、被保険者全員の前年の収入合計額が520万円未満

1割になる可能性のある方には申請書をお送りしますので、平成29年中の収入の証明となるものの写し等を添付し、医療保険課資格係(区役所2階7番)へ申請してください。

※申請書が届いた方すべてが認定されるとは限りません。

☎(3647)3167 FAX(3647)8443

国民年金保険料の納付が困難な方へ

経済的な理由で国民年金保険料の納付が困難な場合、納付を全額または一部免除、あるいは猶予される制度があります。7月2日(月)から、平成30年7月31日6月分の申請を受け付けます。申請して承認を受けると、この期間は年金受給資格期間として算定されますが、年金受給額は保険料を全額納付した時に比べて減額になります。ただし、承認期間中の保険料は10年以内に追納できます。

「免除申請」は本人、配偶者および世帯主、「納付猶予」は50歳未満を対象(平成28年6月分は30歳未満)とし、本人および配偶者の平成29年中の所得により日本年金機構が審査します。審査の対象となるすべての方

の税申告が済んでいない場合、受け付けできない可能性があります。また、審査対象となる方で平成30年1月2日以後に江東区へ転入された方は、その方が平成30年1月1日現在居住していた市区町村で税申告をお済ませください。

なお、失業を理由とした免除申請・納付猶予申請をされる場合は審査基準に特例がありますので、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票等の書類を、離職日がわかるようにコピーしてご用意ください。

受付は区民課年金係(区役所隣防災センター1階20番)、豊洲特別出張所・各出張所および江東年金事務

免除申請書の受付場所

申請日	免除申請を行う期間	区役所区民課年金係	豊洲特別出張所・各出張所	江東年金事務所
7/2(月)~31(火)	平成28年6月分以前	○	×	○
	平成28年7月分~平成29年6月分	○	×	○
	平成29年7月分~平成30年6月分	○	○	○
	平成30年7月分~平成31年6月分	○	○	○
	平成31年7月分~平成32年6月分	○	○	○
8/1(水)以降	平成28年7月分~平成29年6月分	○	×	○
	平成29年7月分~平成30年6月分	○	×	○
	平成30年7月分~平成31年6月分	○	○	○
	平成31年7月分~平成32年6月分	○	○	○

※申請日から2年1か月前まで、さかのぼって申請することができます。